

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
南房総市	国府地区(三芳地区)	令和3年3月17日	

(旧プラン 当初 平成30年2月 更新 平成31年1月)

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	144.0ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	129.8ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	8.5ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	8.5ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	46.0ha
(備考)この地区は、多面的機能支払交付金を活用しており、地域資源及び農村環境の保全並びに施設の長寿命化を図る活動を行っている地区である。	

注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

現段階では、地域内の農家で地域の農地をほぼ耕作できており、耕作放棄地等もなく、喫緊の課題はないが、将来的に高齢化や後継者・担い手不足に陥る懸念がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

主に水稻・露地野菜・飼料作物等を作付けする農家を地域の担い手(中心経営体)として位置付け、農地を集積・集約化することで耕作放棄地の抑制等に努めてきている。地域の担い手は十分確保されており、今後は分散錯圃の解消を含め、同様に進めていく。

今後、高齢等により離農する農家や規模縮小する農家の農地については、中心となる経営体に農地を集積することにより、経営規模の拡大・作業の効率化等を図るとともに、農地の維持や耕作放棄地の発生防止に引き続き努めていく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稻	0.0 ha	水稻	6.0 ha	明石・本織・府中
認農	B	飼料作物	2.7 ha	飼料作物	4.0 ha	明石・本織・府中
認農法	C	水稻	1.9 ha	水稻	5.0 ha	明石・本織・府中
認農	D	水稻・野菜	22.4 ha	水稻・野菜	50.0 ha	明石・本織・府中
認農	E	水稻・野菜	2.5 ha	水稻・野菜	5.3 ha	明石・本織・府中
認就	F	水稻・野菜	10.8 ha	水稻・野菜	11.0 ha	明石・本織・府中
	G	野菜	0.5 ha	野菜	5.5 ha	明石・本織・府中
計	7人		40.8 ha		86.8 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、18筆、25,788㎡となっている。

農地中間管理機構の活用方針

国府地区は重点実施地区となっており、高齢化等で、離農する農家や規模縮小する農家の農地については、農地中間管理事業等を活用し、中心となる経営体へ貸し出しをすることで、農地の維持や耕作放棄地の抑制を引き続き図ることとする。また、担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農業経営方針

水稻と野菜等の複合経営、先端農業機械を活用することによる低コスト化を進めることにより、農業経営の安定を図る。

後継者育成の取組方針

地域内に若手農家があり、新たに農業経営を行う者や農業経営を始めたばかりの者の育成・支援に努め、関係機関と連携してフォローアップを行い、地域の後継者として育成する。

5 その他の課題、方針等

年間3回の草刈等共同作業の方針

地区外の担い手にも、草刈等共同作業の参加を依頼する。